

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号（案）の概要

くろまぐろは、国際的な資源管理措置を履行するため、特定水産資源に指定され、くろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）に区分して、漁獲量の総量による厳格な管理（特に小型魚の漁獲削減）が行われている。

こうした中、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、資源管理の枠組みに組み込むことが課題となっている。

遊漁者に対する指導については、資源管理基本方針において、「国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。」と定められているが、くろまぐろについては、より具体的な方策が必要となっている。

このため、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、広域漁業調整委員会指示による規制（くろまぐろ（小型魚）の採捕制限、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績報告）を実施するもの。

1 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

くろまぐろ（小型魚）（くろまぐろのうち、30キログラム未満のもの）の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

くろまぐろ（大型魚）（くろまぐろのうち、30キログラム以上のもの）を採捕した場合は、尾数及び総重量等を報告しなければならない。

3 指示の有効期間

遊漁者に対する規制は不特定多数の者が対象となり、十分な周知期間を設ける必要があることから、本指示の有効期間は令和3年6月1日からとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

(1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス

(2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量

(3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日

(4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和3年3月 24 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 38 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績は、水産庁のホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(1)から(4)に定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

別紙様式に委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力(報告サイトに掲載される下記(4)の様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載されている別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(1)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の総重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(4)に定める採捕した海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。

3. 個人情報等の取り扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
陸揚げした日	尾数	総重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。